

介護サービスの提供における 不適正事例について

(指定取消等処分事例)

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

以下の事例は、介護サービス事業者等に対する指定取消等処分事案の一例です。

それぞれの事例において、指定取消等処分の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

【事例1】

令和8年1月指定取消処分

訪問介護

管理者について、従業者の業務の実施状況の把握及び従業者に法令を遵守させるための必要な指揮命令が行えていない。（運営基準違反）

サービスを提供していないにもかかわらず、計画通りにサービスを提供したものとして介護給付費を不正に請求・受領した。（不正請求）

実際にサービスを提供していないにもかかわらず、サービスを提供したとして虚偽の報告を行った。
（虚偽報告）

【事例2】

令和7年10月指定の一部効力停止

介護老人福祉施設

食堂ホールにて、介護職員が、椅子に座った入所者の体の向きを直す際、入所者を強く搖さぶる行為があった。

脱衣所にて、介護職員が、嫌がる入所者の衣服を無理やり引っ張り、脱衣させる行為があった。

浴室にて、介護職員が、シャワー椅子に座った入所者の体を洗う際、嫌がる入所者の顔にシャワーをかける行為があった。

(人格尊重義務違反)

【事例3】

令和7年10月指定の指定取消処分

訪問看護

明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行い、人員基準違反の状態が継していた。
(虚偽申請)

指定を受けた事業所所在地での業務実績がなく、他の所在地に事務室を設け、当該事務室にて事業を行い訪問看護に関する記録を保存していた。
(運営基準違反)

【事例4】

令和7年10月指定取消処分

訪問介護

事業所の実態が届出していた住所ではなく、本件事業所の法人が運営する有料老人ホームにあり、同ホームに居住する利用者に対してサービスを提供していたにも関わらず、同一建物減産を算定せず、介護給付費を請求・受領した。

複数の訪問介護員が、同一時間帯にサービスを提供したとする等、虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求・受領した。

(不正請求)

【事例5】

令和7年8月指定取消処分

通所介護

令和5年4月から令和6年7月まで1月あたりの看護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っていたにもかかわらず、人員欠如減算を適用せずに介護報酬を請求し、受領した。

(不正請求)

おわりに

介護サービス事業者等は、介護保険法、関係法令及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。